

古物営業法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○ 古物営業法施行令（平成七年政令第三百二十六号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（方面公安委員会への権限の委任）</p> <p>第四条 法又は法に基づく政令の規定により道公安委員会の権限に属する事務は、次に掲げるものを除き、道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、当該方面公安委員会が行う。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 法第六條第一項若しくは第二項又は第二十四條の規定による許可の取消しに関する事務</p> <p>2 (略)</p>	<p>（方面公安委員会への権限の委任）</p> <p>第四条 法又は法に基づく政令の規定により道公安委員会の権限に属する事務は、次に掲げるものを除き、道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、当該方面公安委員会が行う。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 法第六條又は第二十四條の規定による許可の取消しに関する事務</p> <p>2 (略)</p>